

定 款

株式会社海士パワー

作成 平成28年 8月19日 定款
平成28年 9月 1日 定款

認証

平成28年 9月 7日 会社

成立

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社海士パワーと称する。なお、英文では、AMA POWER, Inc. と表示する。

(理 念)

第2条 当社は、環境エネルギー事業を通じて、社会の公器となることを理念とする。

(目 的)

第3条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 電気事業
2. 発電事業
3. 熱供給事業
4. 省エネルギー及び環境関連事業
5. 建設工事業
6. 前各号に関する調査、研究、研修、コンサルティング及びエンジニアリングの受託
7. その他前各号に附帯するまたは関連する一切の業務

(本店の所在地)

第4条 当社は、本店を島根県隠岐郡海士町に置く。

(公告方法)

第5条 当社の公告は、電子公告の方法により行うものとする。但し、やむを得ない事由により電子による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の構成)

第6条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- ① 取締役会
- ② 監査役

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、10000株とする。

- 2 前項の内、普通株式総数は、2000株とする。
- 3 第1項の内、議決権制限付種類株式総数は8000株とする。
- 4 取得条項に関する定め

当社の株主が、指定暴力団、暴力団員であることが判明した場合、当社は、健全な会社経営を維持するため、当該株主保有にかかる株式を取得し、この場合、当社は当該株主に対して、株式1株を取得すると引換えに、当該株主がその株式を取得した対価を交付するものとする。

- 5 議決権

議決権制限付種類株式の株主は、株主総会のすべての事項について議決権を有しない。

6 会社法第322条第1項の規定による議決権制限付種類株式の種類株主総会の決議は要しない。

(株券の不発行)

第8条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡によって取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(相続人等に対する売渡請求)

第10条 当社は、相続その他の一般承継により当社の株式を取得した者に対し、当該株式を当社に売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿記載事項の記載の請求)

第 11 条 株式取得者がその株式に係る株主名簿記載事項を株主名簿に記載することを請求するには、当会社所定の書式による請求書にその取得した株式の株主として株主名簿に記載された者又はその相続人その他一般承継人と株式取得者が署名又は記名押印し、共同してしなければならない。

2 ただし、法令に別段の定めがある場合には、株式取得者が単独で請求することができる。

(質権の登録及び信託財産の表示)

第 12 条 当会社の株式についての質権の登録又は信託財産の表示を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が記名押印し、これを会社に提出しなければならない。その変更、抹消についても同様とする。

(手数料)

第 13 条 前 2 条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

(基準日)

第 14 条 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項のほか、株主又は質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。ただし、この場合には、この日を 2 週間前までに公告するものとする。

(株主の住所等の届出)

第 15 条 当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は、当会社所定の書式により、その氏名、住所及び印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項に変更が生じた場合における、その事項についても同様とする。

(募集株式の発行)

第 16 条 募集株式の発行に必要な事項の決定は株主総会の特別決議によつてする。

- 2 前項の規定にかかわらず、株主総会の決議によつて、募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
- 3 株主に株式の割り当てを受ける権利を与える場合には、募集事項及び会社法第 202 条第 1 項各号に掲げる事項は、取締役会の決議により定める。

第 3 章 株主総会

(招集及び招集権者)

第 17 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会はその必要がある場合に随時これを招集する。

- 2 株主総会は法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役会の決議により代表取締役社長がこれを招集する。ただし、代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれを招集する。

(招集手続)

第 18 条 株主総会を招集するには、会日より 1 週間前までに、議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし、株主の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議 長)

第 19 条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれに当たる。

- 2 代表取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により他の取締役がこれに代わる。

(決議の方法)

第 20 条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもつ

て行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第21条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。この場合には、株主総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議の省略)

- 第22条 株主総会の決議の目的たる事項について、取締役又は株主から提案があった場合において、その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が、書面によってその提案に同意したときは、その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 株主総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、10年間本店に備え置くものとする。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役会の設置)

- 第24条 当社は取締役会を置く。

(取締役の員数)

- 第25条 当社の取締役の員数は3名以上10名以内とする。

(取締役の選任)

- 第26条 当社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(取締役の資格)

第 27 条 当会社の取締役は、当会社の株主の中から選任する。ただし、必要があるときは、株主以外の者から選任することを妨げない。

(取締役の任期)

第 28 条 取締役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残任期間と同一とする。

(代表取締役及び社長)

第 29 条 取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長 1 名を定め、他に代表取締役を定めることができる。

2 代表取締役社長は会社を代表し、会社の業務を執行する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 30 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会があらかじめ定めた順序により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 31 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議方法)

第 32 条 取締役会の決議は、議決に加わることのできる取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決する。

2 決議について特別の利害関係を有する取締役は、議決に加わることができない。

(取締役会の決議の省略)

第 33 条 当社は、取締役が提案した決議事項について取締役(当該事項につき議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときは、この限りではない。

(取締役の報酬等)

第 34 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第 5 章 監査役

(監査役の設置)

第 35 条 当社は監査役を置く。

(監査役の員数)

第 36 条 当社の監査役の員数は 1 名以上 2 名以内とする。

(監査役の選任)

第 37 条 当社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(監査役の任期)

第 38 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。

(監査役の報酬等)

第 39 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

第6章 計 算

(事業年度)

第 40 条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(剰余金の配当)

第 41 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載された株主及び登録株式質権者に対して行う。

(配当金の除斥期間)

第 42 条 剰余金の配当が、その支払いの提供をした日から3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする。

第7章 附 則

(設立に際して発行する株式)

第 43 条 当会社の設立に際して発行する株式の総数は、普通株式120株とし、その発行価額は1株につき金1万円とする。

(設立に際して出資される財産の価額又はその最低額及び資本金)

第 44 条 当会社の設立に際して出資される財産の価額は、金120万円とする。

2 当会社の設立時資本金は、金120万円とする。

(最初の事業年度)

第 45 条 当会社の最初の事業年度は、当会社成立の日から平成29年3月31日までとする。

(法令の準拠)

第 46 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令に従う。

以上、株式会社海士パワーを設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成28年8月19日

発 起 人 株式会社イースリー
代表取締役 山本 永